

鶴見区災害時地域協力貢献事業所・店舗登録制度 Q&A

Q 1 登録手続きについて

A 1 登録を希望する事業所等は、鶴見区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ届出していただくことになります。

区役所で内容等を審査し、内容等に問題がなければ登録されます。

また、審査に必要な場合や登録していただける事業所については、事業所や提供していただける資機材、物品及び避難所スペース等を参考資料として写真等で記録させていただいたり情報提供をお願いすることがあります。

登録後に、事業所・店舗等に対して登録証と標識（ステッカー）が交付されます。

Q 2 「災害時に可能な範囲で協力を行う。」とありますが、企業・事業所としては、区役所の指示がないと、どこで何をしたらよいのか判断することが困難です。区役所から指示は出さないのでしょうか？

A 2 当制度においてご協力いただく範囲を、基本的には地域の自主防災活動の範囲で想定しています。ただし、災害時、登録事業所等の活動状況の把握が必要なことから区災害対策本部へ協力可否等の報告をいただくとともに、その状況を鶴見区赤十字奉仕団（地域振興会）にお知らせします。

Q 3 事業所として、どのような災害時に協力すればよいのですか。

A 3 今後発生が懸念されている東南海・南海地震、上町断層帯などの大地震、また台風や豪雨等の風水害、その他危機事態（交通機関の事故、テロなど）を想定しております。

災害発生時には、協力いただける内容に応じて、地域の自治会や自主防災組織等と連携を図り協力活動を行っていただきます。ただし、本来業務等に支障とならない範囲でご協力ください。

Q 4 災害が発生した場合、活動する期間などについて教えてください。

A 4 一般的には、災害発生直後から消防や自衛隊等の防災機関が応援に来るまでの期間とお考えください。（協力内容により活動する期間は異なります。）ただし、強制ではなく、事業所の業務に支障とならない期間とします。

Q 5 活動範囲について、教えてください。

A 5 基本的には、事業所の周辺地域を対象とします。ただし、災害の規模等によっては、区内の広範囲にわたる場合もあります。

Q 6 「労務・技術の提供」について具体的に教えてください。

A 6 「労務・技術の提供」とは、災害発生時に企業・事業所の従業員が、地域住民とともに、救出救護活動を行っていただくことを想定しています。

例えば、初期消火や負傷者の搬送、重機を使用した救出活動などがあります。

Q 7 「駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放」について教えてください。

A 7 災害発生時に一時的な避難所として、事業所の敷地、駐車場などを地域住民等に提供することです。

Q 8 「資機材等の提供」について教えてください。

A 8 「資機材等の提供」とは、災害発生時に事業所で所有する発電機、ショベルカー等の建設機械やジャッキ等を地域で行う防災協力活動に使用することです。

Q 9 災害時、地域に貢献したいのですが、資機材や避難所として利用できる敷地等がなくても登録できますか。

A 9 負傷者の搬送や救助作業等の「労務、技術の提供」として登録することが可能です。

Q 10 企業・事業所が支援した内容について、区役所に報告する必要はありますか？

A 10 報告の義務はありませんが、どのような支援をいただいたかを把握する必要がありますので、ご連絡をいただきますようお願いいたします。ご報告いただいた内容は、後日ホームページなどで紹介させていただきます。

Q 11 登録したいのですが、災害時どのように対応してよいかわかりません。登録した場合、研修を受ける制度はありますか？

A 11 特に研修は行っておりませんが、区役所の職員が講師となって、皆さんのところへ出向き、防災に関してわかりやすく説明する「出前講座」を実施しております。

詳しくは、

鶴見区役所市民協働課（市民協働担当） 電話：6915-9846までご連絡ください。

Q 12 都合により、登録を取り消したい場合、どうしたらよいでしょうか？

Q 12 辞退届を提出ください。その際、登録時にお渡しした登録証を返却いただきますようお願いいたします。

Q 13 災害時の協力活動に関する費用について、自己負担となるのでしょうか？

A 13 登録制度がボランティア精神に基づくものであることから、原則は事業所の負担となります。

Q14 協力活動中に従業員等が負傷した場合について教えてください。

A14 原則は活動時の費用同様に事業所の負担となります。

そのため事業所には、ボランティア保険への加入をお勧めします。

Q15 登録した場合、事業所にどのようなメリットがあるのですか？

A15 希望により、鶴見区のホームページで事業所名を防災協力事業所として掲載し、
広報させていただきます。